

第 1 2 2 回臨時会

南 部 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 2 月 6 日 開会

令和 6 年 2 月 6 日 閉会

南 部 町 議 会

第 1 2 2 回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号（2月6日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	4
○報告第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第 1 号及び議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○閉会の宣告	25
○署名議員	27

令和6年2月6日（火曜日）

第122回南部町議会臨時会会議録

（第1号）

第122回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年2月6日（火）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 6 議案第 1 号 南部町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 7 議案第 2 号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 3 号 工事請負契約の締結について
(あかね浄化センター機械設備工事)
- 第 9 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
(あかね浄化センター電気設備工事)
- 第 10 議案第 5 号 工事請負契約の締結について
(市場低温売場整備工事)
- 第 11 議案第 6 号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 第 12 議案第 7 号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	沼 畑 俊 吉 君	2 番	夏 堀 剛 充 君
3 番	小 橋 昭 裕 君	4 番	工 藤 愛 君
5 番	松 本 啓 吾 君	6 番	久 保 利 樹 君

7番 坂本典男君
10番 山田賢司君
12番 中館文雄君
14番 根市勲君
16番 川守田稔君

9番 西野耕太郎君
11番 八木田憲司君
13番 工藤正孝君
15番 馬場又彦君

欠席議員（1名）

8番 滝田勉君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課長	西館昌男君	企画財政課参事	金野貢君
住民生活課長	夏堀勝徳君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康こども課長補佐	藤嶋聡子君	建設課参事	松橋悟君
市場参事	馬場均君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	総括主査	坂本裕昭
主事	小泉清夏		

◎開会及び開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第122回南部町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前11時00分）

◎議会運営委員会の報告

○議長（工藤正孝君） ここで、議会運営委員会から本臨時会の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、八木田憲司君。

（議会運営委員会委員長 八木田憲司君 登壇）

○議会運営委員会委員長（八木田憲司君） おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、第122回南部町議会臨時会の運営について協議しましたので決定事項をご報告いたします。

本臨時会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告1件、議案7件であります。

本臨時会の会期につきましては、本日、1日としましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤正孝君） 議会運営委員会の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（工藤正孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番松本啓吾君、6番久保利樹君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（工藤正孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、2月6日、1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日、1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（工藤正孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりですので、朗読は省略します。

本臨時会の上程は、町長提出の案件が、報告1件、議案7件であります。

日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 議員各位におかれましては、本日招集の第122回南部町議会臨時会を開会するに当たり、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

提出案件のご説明の前に、まずは、1月1日に発生した令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福を深くお祈りいたしますとともに、被災された方々に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

また、厳しい寒さが続く中で避難生活を余儀なくされている多くの方々が、一刻も早く日常生活を取り戻されること強く願っております。

すでに当町からも被災地支援のための職員を派遣したところでありますが、今後の状況を見極めながら、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えておりますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました案件であります、報告1件、条例の一部改正についての議案が2件、工事請負契約の締結についての議案が3件、令和5年度一般会計及び国民健康保険特別会計の補正予算案が2件の、合わせて8件でございます。

順にご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第1号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」であります、令和5年12月定例会でご議決いただきました「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」において、医療職給料表の一部に改正漏れがあり、改正後の規定の適用を受ける給与の支給日前に、青森県人事委員会の勧告に準じた給料表に改める必要が生じたため、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したものであり、地方自治法の規定に基づき、ご報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第1号「南部町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第2号「南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります、令和6年3月1日から、マイナンバーカード等を使用して、全国のコンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から、印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍証明書及び戸籍の附票の写しの申請及び交付ができるようにするため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号から議案第5号まで「工事請負契約の締結について」であります、議案第

3号「あかね浄化センター機械設備工事」、議案第4号「あかね浄化センター電気設備工事」、議案第5号「市場低温売場整備工事」、以上3件、それぞれの請負契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号「令和5年度南部町一般会計補正予算（第7号）」であります。まず、1点目といたしましては、令和4年5月25日に最高裁判所に上告しておりました「町発注の公共工事の請負契約に係る損害賠償請求事件」につきまして、1月26日付けの最高裁判所の上告棄却の決定を受けまして、賠償金として185万円を計上するものであります。

2点目といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による低所得世帯への物価高騰支援給付金につきまして、住民税非課税世帯に対しましては、6月に実施した1世帯当たり3万円の給付と、12月定例会においてご議決いただきました1世帯当たり7万円の追加給付を合わせまして、1世帯あたり10万円の給付としているところでありますが、今回新たに対象世帯を拡大し、住民税均等割のみを課税されている世帯に対しましても、同様に1世帯あたり10万円を給付するとともに、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみを課税されている世帯に対しまして、18歳以下の子ども1人につき5万円を加算して給付するため、7,794万9,000円を計上するものであります。

以上を合わせまして、歳入歳出予算の総額に7,979万9,000円を追加し、予算の総額を120億2,633万8,000円とするものであります。

次に、議案第7号「令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」であります。保険給付に係る高額療養費の負担見込額の増加に対応するため、高額療養費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に3,076万6,000円を追加し、予算の総額を22億50万8,000円とするものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の内容でありますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第5、報告第1号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（西舘昌男君） 議案説明資料の3ページをお開き願います。

報告第1号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」ご説明いたします。

令和5年12月定例会におきまして、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料月額等を改める条例案を可決いただき、12月5日に公布したところでありましたが、給料表の一部に改正漏れがあり、改正後の規定の適用を受ける給与の支給日前に、前述の勧告に準じた給料表に改める必要が生じたため、本条例の一部を改正する条例の制定について、令和5年12月26日に専決処分したものであります。

内容につきましては、改正漏れのありました医療職給料表（2）の5級の号給について、給料月額を引き上げる改定を行うものであり、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

報告第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号及び議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) お諮りします。日程第6、議案第1号「南部町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第7、議案第2号「南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の議案2件を会議規則第34条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第1号及び議案第2号の議案2件を一括議題とすることに決定いたしました。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(夏堀勝徳君) 議案説明資料の4ページをお開き願います。

議案第1号「南部町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨であります。令和6年3月1日からマイナンバーカード等を使用し、コンビニエンスストア等に設置の多機能端末機を使い、印鑑登録証明書を取得することができるようにより所要の改正を行うものです。

改正の内容であります。第12条の印鑑登録証明書の申請及び交付に第3項を追加するものでありまして、個人番号カードやスマートフォンの利用者証明用電子証明書を使用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の申請及び交付ができる規定を定めるものです。

施行日は令和6年3月1日であります。

次に、議案説明資料の5ページをお開き願います。

議案第2号「南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨であります。多機能端末機から個人番号カード等を使用して証明書を交付する事務及び戸籍法の一部を改正する法律の施行により、新たに開始される事務に係る手数料を規定するため、所要の改正を行うものです。

内容であります。まず、証明書コンビニ交付サービス関係でございます。

(1) ですが、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で交付する証明書の手数料に関しては、町手数料徴収条例に規定されている手数料の免除手続きができないことから、第6条第1項にただし書きを加えるものです。

免除が必要な方は、今までどおり役場窓口で申請していただく形になります。

(2) ですが、多機能端末機から交付する各証明書は、窓口で交付している手数料と同額となります。これまで住民票の写しの手数料については、証明書の枚数により100円ずつ加算がされておりましたが、システムの関係上、一つの証明書に複数の金額設定ができないことから、枚数に関わらず、1通300円に改定するものです。

次に、戸籍法の一部を改正する法律関係でございます。

改正の内容ですが、戸籍法の一部を改正する法律の公布により、本籍地以外での戸籍謄本等の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行、届書等情報内容証明書の交付等の事務が新たに開始されるため、別表を改正し、手数料を徴収する事務及び金額を定めるものです。

施行日は令和6年3月1日であります。

以上で、議案第1号から議案第2号までの議案2件の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号及び議案第2号の議案2件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第1号及び議案第2号の議案2件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第8、議案第3号「工事請負契約の締結について（あかね浄化センター機械設備工事）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 説明資料の11ページをお開き願います。

議案第3号「工事請負契約の締結について（あかね浄化センター機械設備工事）」について、ご説明いたします。

契約の相手方でございますが、宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6番1号、株式会社フソウ東北支店、支店長、森下宏信。請負代金は4億8,180万円です。落札率は97.99%。条件付一般競争入札で行われ、入札業者等は12ページの入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容でございますが、昨年3月に完成したあかね浄化センターの汚水処理水槽本体及び今年度に完成予定の管理棟建物内への機械設備を製作設置するもので、主な機械設備は、污水ポンプ設備、前処理設備などの水処理設備と、汚泥脱水機、脱臭設備などの汚泥処理設備です。

工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和8年3月20日までです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第9、議案第4号「工事請負契約の締結について（あかね浄化センター電気設備工事）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 説明資料の13ページをお開き願います。

議案第4号「工事請負契約の締結について（あかね浄化センター電気設備工事）」について、ご説明いたします。

契約の相手方でございますが、八戸市江陽五丁目4番28号、株式会社溝口電気、代表取締役、溝口秀秋。請負代金は2億7,038万円。落札率は95.01%。条件付一般競争入札で行われ、入札業者等は14ページの入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容でございますが、先ほどご説明いたしました機械設備工事と同様、あかね浄化センターの汚水処理水槽本体及び管理棟建物内への電気設備を製作設置するもので、主な電気設備は受電変電設備、自家発電設備、運転操作設備、計装設備、監視制御設備などです。

工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和8年3月20日までです。
以上で説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第10、議案第5号「工事請負契約の締結について（市場低温売場整備工事）」を議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場参事（馬場均君） 説明資料の15ページをお開き願います。

議案第5号「工事請負契約の締結について（市場低温売場整備工事）」について、ご説明いたします。

契約の相手方でございますが、南部町大字上名久井字外ノ沢10番地2、株式会社松本工務店、

代表取締役、松本保築。請負代金は6,513万2,320円。落札率は92.00%です。条件付一般競争入札で行われ、入札業者等は16ページの入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容でございますが、夏場の高温や冬場の低温対策として、セリ場内に低温売場を設置するもので、施工面積は359.20平方メートルです。

工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和6年5月31日までです。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第11、議案第6号「令和5年度南部町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） それでは、議案書をご準備いただきまして、31ページをお開き願います。

議案第6号「令和5年度南部町一般会計補正予算（第7号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に7,979万9,000円を追加し、予算総額を120億2,633万8,000円とするものでございます。

40、41ページをお開き願います。

歳出から説明をいたします。

上段、2款1項1目一般管理費は、町の契約に係る損害賠償請求事件について、最高裁判所の上告棄却の決定を受け、賠償金を支払う必要が生じたことから、21節に185万円を計上するものでございます。

3款1項1目社会福祉総務費は、国の令和5年度予算の予備費支出によるエネルギー、食料品価格等の物価高騰に対する国民生活支援を実施するため、18節補助金には、国が示す低所得世帯支援として、説明欄記載のとおり、住民税均等割のみ課税世帯に対し1世帯当たり現金10万円の給付金を600世帯分6,000万円。また、低所得世帯の子育て世帯に対しては、子供1人当たり5万円を加算給付するため、均等割のみ課税世帯は130人分650万円、非課税世帯は190人分950万円の、合わせて7,600万円を計上するほか、3節から12節には給付に係る事務費を計上し、合わせて7,794万9,000円を追加するものでございます。

なお、これらの給付金につきましては、今月下旬に支給を開始できるよう準備を進めてまいります。

ページを戻って、38、39ページをお開き願います。

本補正予算の財源でございますが、10款1項1目地方交付税を185万円増額するほか、14款2項1目総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,794万9,000円を追加し、対応するものでございます。

議案第6号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。4番、工藤愛君。

○4番（工藤愛君） ページは40、41ページ。賠償金の支払いについてお伺いをいたします。

今回の賠償金の支払いに関しては、裁判所から裁量権の逸脱ということで非常に厳しい判断が

下ったと考えております。ただ、このことに対して、町側として遅延金が少しでも生じないように迅速に事務手続きを行って、このように補正予算を上げて対応していただいたことに、まず感謝申し上げます。

このことについての質問ですけれども、まず、議会、そして、町としてですね、日頃、町民の利益になるように一生懸命に仕事をしていることに対して、非常に町民から疑義というか、信頼を損ねるような内容の事案であったというふうに私は理解しております。

今後ですね、日頃の努力がまっすぐに町民に伝わるように信頼の回復に努める必要があると思いますが、この賠償金の支払いに関してですね、今後、町として町民に対しての説明の機会、昨日記者会見はございましたけれども、判決に対する町長の率直なご意見という内容だったと思います。

この公金が支払われることに対する、町民に対する説明と町の対応、こちらはですね、もちろん議会についても議会自ら同じように行わなくてはならないと私は思っておりますが、まずは町についてですね、説明と対応について伺います。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、今回の結果につきましては、最高裁判所で棄却という結果になったわけでございますけれども、一審においては町側の主張が全面的に認められて、二審では逆の判断になったということで、非常にこの事案自体、全国的にもなかなか事例がない裁判であったと思っております。そういう中において私どもも議会で否決になった場合、法に則ったやり方でまず進めてきたわけであります。

そのことによって、結果的には最高裁の判断が棄却ということで、今回、公金で賠償金を支払う、これは、被告は町になっているわけであります。裁判所のほうも、被告に南部町、そしてまた、その代表は南部町長となって、同じ列にはついてない、当然これ町としての裁判だったわけでありますので、ここをしっかりと住民の皆様、先般の全員協議会でもお話ししました、広報等を通じながらですね経緯そういうものも含めながら、私自身も、法治国家でありますので、最高裁の決定にはやはり我々行政としては従わざるを得ないということで、決定には従って、遅延金、延滞金が加算されないようにですね、早く支払いをしなければならないということで、今回臨時議会のほうに提案させていただきました。

ここは十分、今後気をつけながらですね、もっと様々な情報等を集めるというのも、今回の裁

判を行ってみてですね、経験もしましたし、逆に我々今回の件で今後の対応というのをしっかりと勉強していかなければならないなと考えております。

いずれにしても、しっかりと町民の皆様にはこういうことで今回予算の方に計上させていただきましたということを周知してお詫びも申し上げていきたいと思っております。

○議長（工藤正孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。3番、小橋君。

○3番（小橋昭裕君） 今、工藤議員から質問があったところと同じく、予算書の41ページの総務費に上がっている賠償金についてです。

昨日の町長の記者会見を拝見しましたが、今回の敗訴について、責任については一切触れられていませんでした。

もし私が今の町長の立場であれば、責任を感じ、自分のお金で賠償金を支払ってでも、公金で支払うことは避けたいと思うでしょう。しかし、法学部出身の町長もご存知かと思いますが、公職にある者にとって、公職選挙法の絡みがあり、それはできない。となれば、私なら責任を取って辞職し、自分の金で賠償金等を支払い、住民に負担を強いることは避けます。選挙で選ばれた地方自治体の首長の責任はそれだけ重いと考えています。

そこで何点か質問させていただきます。

まず一つ、記者会見で最高裁の判決に納得していないと言っていましたが、納得していないのに賠償金を支払うのでしょうか。納得していないということは、この先も同じことが繰り返され、また公金が使われる可能性があるってということではないのでしょうか。

二つ目、今回、賠償金を公金で払うということは、町長と議員の行為に対して責任を負うのは町民だということでしょうか。

三つ目、遅延損害金を考慮し本臨時会に予算計上、1日でも早く賠償金を支払うことだと思うのですが、遅延損害金を理由に責任を逃れようとしていませんか。

以上三つ質問させていただきます。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、最初の納得していないのに賠償金を支払うのか、先ほど工藤愛議

員の質問にもお答えしました。我々は法治国家であるということを考えると最高裁の裁判の決定にはやはり従わなければならない、これが自治体であると思っておりますので、ただ納得したからということで、これは民事裁判ですからそれぞれの考えが違う、意見が違う、これが民事裁判でありまして、当然我々は一審であった判決が正当であると、こう思って二審で上告しているわけでありまして、納得を全面的にしなくても、これは法治国家の中では、決定には従うということは、私はある程度は当然のことにつながっていくのではないかなと思っております。

先ほども言いました、私、裁判になって最終的には棄却ということになりますんで、その諸々の責任は、トップとしてはこれは当然あると思います。

ただ、私個人で受けた裁判でもない、また、不正を犯したわけではない、そしてまた、今回の裁判は、議会制民主主義国家の民主主義、議会の議決はどうなるんだという部分等については一切触れていないわけです。我々はそこをどういうふうに判断してくれるんですかということも争ってるんですけども、議決の裁量の逸脱、この項目で通知が来たわけでありまして。そういうことから賠償金につきましては、町の予算で対応させていただきたい。

また、遅延金等につきましても、私どもも通知を受けて、今回早急に、臨時会もちょうどありましたので、早くそれは対応しなければならないということもあって、今回早急に提案をさせていただいたということになりますんで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。3番、小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） すいません、もう一つ追加で質問したいと思います。

第108回臨時議会において、川守田議員が上告の議案の際、リスクや今後の訴訟費用などについて質問や説明をして、また、上告の提出者の名前を町長提出議案とするのではなく、議員提出議案にしたほうが良いのではないかという提案、忠告をしたにもかかわらず強行しました。

訴訟費用や遅延金が発生することが予想されていたにもかかわらず、それでも町長が上告の議案を同意するよう議会に求めましたが、裁判の結果は敗訴になりました。

この一連の行為は町長主義で上告したことになりますが、どのようにして敗訴の責任を取るつもりでしょうか。一つ聞きたいです。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先ほども申し上げました。

議会が訴えられている裁判ではないんです。また、個人、議会議員個人が訴えられている裁判でもないんです。町が訴えられたということですので、当然町として対応していくということになると思います。

○議長（工藤正孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） この件の裁判が提起されたとき、つまり、八戸の地方裁判所に提起されたときにですね、どういう訴状が届いているのか見せてくれと私お願いしたことがあります。そしたら、見せられませんかと言われました。なんでですかって言ったら、議員全員でそういうふうに見せるのであれば、開示しないこともないけど、それは議長の判断による云々の説明がありました。誠におかしい話だなと思いながら、そうですかと。

○議長（工藤正孝君） 川守田議員、項目はどこの質疑をしていますか。

○16番（川守田稔君） 失礼しました。同じあれです、賠償金についてです。

それで、そのときに訴えられてる本人がその訴状を読めないっていう、少なくとも私に関してはそういう状況があったわけです。ほかの議員の方についてはわかりません。どうだったのかわかりません。ですが、そのような対応っていうのは、何故そういうふうな対応にして、裁判が進んだのかが非常に疑問でなりません。高裁の判決が出たときであってもですね、その判決文は手元にありませんでした。そういった中でですね、上告するの賛成反対のなんのって言う、まともな判断ができるのでしょうか、ということを問いたいわけです。

その辺の事情をご説明願えれば幸いです。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課長（西館昌男君） まずは一審の訴状の件でございますけれども、私の認識では、議会議員個人に調査権というのがなくて、あくまでも議会の組織として調査をしたい、あるいは常任委員会として調査したいといった申入れがございました際に、こちらの方で対応するものと認識

しております。

それから、最後、上告審の判断ができないのではということを議員おっしゃいましたが、上告審の際には、訴状を配布していたと私は記憶しておりますけれども、いかがでしたでしょうか。上告審の臨時議会ですね、令和4年3月30日ですか、その際には、議員の皆様方に判決文などをお配りしていたと記憶しております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 私の勘違いもあったようです。申し訳ありません。

ですけれど、ですけれどね、議員個人の調査権は及ばないっていう意味で答弁なされましたでしょうか。ですけれど、ですけれどね、当たり前に考えて、訴えられた、例えば3人まとめて訴えられましたって、やはりその3人は告訴文、目を通しますよね。その辺の委員会として調査したいとかですね、それ以前の問題だろうと私は思うんです。

まずは対象となる人たちにそういったちゃんと情報を提供してですね、その上で委員会であれ、別の調査であれ、展開させていくのが筋かと思ってました、私は。

隠蔽とあえては言わないほうがいいのかもしれませんが、そういったふうな方向でもってですね、この裁判の進行が進んでいったということに関してですね、非常に割り切れないものがあります。幸い私は別なルートから訴状も途中経過のことも入手して、ほかの皆さんよりは把握してたつもりです。

ですけれども、こういったことっていうのは、民主主義、法治国家であるのであればですね、当たり前になされていい処置だと思いますしね。疑問を残しながら前に進むっていうこと自体が間違ってると言わざるを得ません。過ぎたことですから、どうこう言ってもしょうがありませんけれども、得られた結末が最高裁棄却っていう、誠にもって予想された結果であったということについてもですね、思うところがあります。その辺を町当局が訴えられたという認識もあるのでしょうけれども、仙台高裁では議会が悪いってはっきり言ってるじゃないですか。

○議長（工藤正孝君） 川守田君、質疑は簡潔明瞭をお願いします。

○16番（川守田稔君） はい、失礼しました。短くします。

そこんところをですね、考慮に入れると、これまでの裁判に対しての対応っていうのが適切であったのかどうかっていうところの所感を課長にお聞きしたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課長（西舘昌男君） 私、一職員の立場から、ただいま裁判の方針とかが正しかったのかどうかというところは申し上げることはできませんけれども、ただいま川守田議員のご指摘を踏まえまして、今後資料の提供等につきましては、中身を検討してまいりたいとそうように考えてございます。

以上でございます。

（「よろしくお願いします。」の声あり）

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。3番、小橋昭裕君。

（3番 小橋昭裕君 登壇）

○3番（小橋昭裕君） 令和5年度南部町一般会計補正予算（第7号）に対する討論を行います。

私達議員は、町民の代表として、町民の皆様の意見を届けるためにここにいます。

今回、裁判で南部町の敗訴が確定したことにより、賠償金の予算が計上されていますが、この裁判、きっかけは新庁舎建設に係る旧中央公民館解体工事に関し、株式会社夏堀組との契約に関する議案を議会が否決したことでした。

否決の理由として、討論において、新庁舎建設に反対している町議会議員の親族が経営する会社との契約では、適正な施工、工期の遵守について疑問や不安があるということでした。

役場が適正な入札を執行し、落札した業者との契約に対してそのような疑問や不安を感じた町民はいたのでしょうか。私はほとんどいないと思っています。

そして、敗訴が確定し、責任の所在が明らかにならないまま、町民のために使われるべき公金

が、賠償金の支払いに使われようとしています。このことについて、町民は納得するのでしょうか。町と議員の行為によって発生した賠償金に対し、どうぞ公金で支払ってください、という町民がいるのでしょうか。私はいないと思います。

この賠償金の予算を認めれば町民に負担を強いることになります。町民を代表する議員として、断じて認めることはできません。

よって、一般会計補正予算に計上されている賠償金については賛成できません。

以上、私の反対討論とします。

○議長（工藤正孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。川守田稔君。

（16番 川守田稔君 登壇）

○16番（川守田稔君） 私は、この補正予算案に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

令和4年3月22日、仙台高裁の判決によれば、当町議会の当該採決について、議会の範疇、広範囲な裁量権を認めつつも、その裁量権に逸脱または濫用があり、不法行為が形成されているとの判断がなされました。

翻って、南部町当局に対する具体的な責任への言及は見当たらないようであります。さらに翻って、訴えられたのは南部町町議会を含む南部町であると私は理解しております。

当該判決の趣旨にのっとれば、原告に対して賠償金を支払うべきは、当該議会であると理解しております。しかし、当該議会が原告に対して直接賠償金を支払う術を私は知りません。つまり、南部町が議会に代わって賠償金支払うしかないと考えるゆえの賛成討論とご理解ください。

しかし、仙台高裁判決において、不法行為が構成されていると認定されている現実を軽視してはなりません。この事件の本質はそこにあると考えます。私は、不法行為構成のために積極的に行動をした議員と同一のカテゴリーにくくられてしまうのは甚だ心外であります。自尊心の琴線に触れるもののご理解ください。

それゆえ、賛成の立場からこのような意見を述べてはおりますが、私自身はこの本採決に参加すべきではないと考えました。小さな違和感は後に大きな確信に変わるとは世の中でよく言われることであります。本採決時に私は退席したいと思いますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げる次第であります。

よろしく願いいたします。

○議長（工藤正孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

※16番 川守田稔君 退席

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第6号を採決します。採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤正孝君） ご着席願います。起立多数です。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

※16番 川守田稔君 着席

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第12、議案第7号「令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長補佐。

○健康こども課長補佐（藤嶋聡子君） 議案書の43ページをお開き願います。

議案第7号「令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

第1条の補正額であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,076万6,000円を追加し、予算の総額を22億50万8,000円とするものでございます。

補正内容であります。初めに、歳出から説明いたします。

52、53ページをお開き願います。

今年度上半期は、コロナの影響で減っていた入院患者が増えたことなどにより、高額な医療費が増加しており、2月以降の高額療養費負担金に不足が生じる見込みのため、2款の保険給付費に高額療養費負担見込額の増額分3,076万6,000円を増額させていただくものでございます。

続いて、歳入をご説明いたします。

50、51ページをお開き願います。

3 款の県支出金に、歳出の保険給付費増に伴う普通交付金の増額分を同額計上するものでございます。

議案第 7 号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。16番、川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 高額療養費負担見込額、高額医療が増えたというふうに理解しますが、例えばこういった病気ですとか、治療ですとか、その辺の傾向を説明してもらえればと思います。

○議長（工藤正孝君） 健康こども課長補佐。

○健康こども課長補佐（藤嶋聡子君） 入院患者が増ということが要因となっております。高額療養費に関しましては、県や全国とも同じように 1 人当たりの医療費が増となっておりますけれども、入院患者増の要因としましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、病床確保の影響があったものが、コロナの影響が縮小したことにより、病床稼働率が上がったためでございます。

そして、高額療養費の内容につきましては、やはり多いのは悪性新生物、いわゆるがんが多く、薬剤にかかる費用が高くなっているものでございます。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 取り立てて、取り立てというか、客観的にですね、悪性新生物ですか、がんですね。そういうのが増えたという実感があるのでしょうか。その辺はあれです。なぜこういうことが気になるのかと言いますと、世の中で言われている超過死亡率ですよね。そういったのが当町においてはどういう現状なんだろうということが興味があります。その辺も含めて、この件を説明してもらいたいと思った次第であります。

よろしくお願いします。

○議長（工藤正孝君） 健康こども課長補佐。

○健康こども課長補佐（藤嶋聡子君） まず、悪性新生物は、当町の死亡の原因としては第1位が続いている状態でございます。

医療費の中身を見ましても、悪性新生物数の件数及び医療費が増となっているのが、ずっと続いているような状況でもございます。

また、要介護の原因となるものの一つに悪性新生物というものも要因として挙げられてきておりますので、やはりいろんな面からがんが増えてきているという状況は、続いているものでございます。

以上です。

○議長（工藤正孝君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本臨時会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第122回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、提案いたしました議案につきましては、慎重審議の上、原案のとおりご議決を賜りましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

今回、補正予算のご議決をいただきました「町発注の公共工事の請負契約に係る損害賠償」につきましては、最高裁判所の決定に従い、所定の手続きを進めてまいりますとともに、町民の皆様が心配されることのないよう、これまでどおり、適切な行政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

同じく、補正予算のご議決をいただきました「住民税均等割のみ課税世帯等臨時給付金及び子ども加算分」の給付につきましては、早速、対象となる世帯の方々へ、振込口座確認のための通知書を発送し、今月下旬からの支給開始に向けて準備を進めてまいります。

なお、振込口座の確認については、若い年代の世帯主が多く見込まれることから、従来の郵送での申請に加え、新たにQRコードによるスマートフォン等からの電子申請も受け付けることで、より迅速な支給を目指すこととしております。

また、条例の一部改正のご議決をいただきました「コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機からの印鑑登録証明書等の申請及び交付」につきましては、新たなサービス内容や操作方法等について、チラシの配布等により町民の皆様へ周知するほか、今月19日には町内店舗での運用試験を予定しており、3月1日のサービス提供開始に向けて、滞りなく作業を進めてまいります。

さて、提案理由のご説明の際にも申し上げましたが、本年元日の令和6年能登半島地震の被災地では、最大震度7の強い揺れと地盤の液状化、そして津波、火災により、多くの方々が犠牲になられ、また建物倒壊のほか、道路・電気・水道などのインフラにも甚大な被害が発生しました。

町といたしましては、政府の「応急対策職員派遣制度」により、青森県が富山県射水市の対口支援団体に指定されたことから、県からの依頼に応じ、自ら手を挙げた6名の職員を当町からの

派遣可能職員として登録したところ、1月19日から25日までの日程で1名の職員の派遣が決定し、現地において住家被害認定調査支援の業務に従事してきたところであります。

また、日本赤十字社南部町分区として、役場庁舎、各支所及び健康センターに募金箱を設置し、義援金の協力をお願いしております。

このような大規模災害を乗り越えるためには、自治体の枠を超えた協力体制が必要不可欠であり、被災地へ職員を派遣することは、被災地の一日も早い復旧・復興の一助になることはもちろんであります。派遣された職員が現地活動を通じて得た貴重な知識と経験は、万が一、当町で災害が発生した際の対応にも存分に生かされるものであると認識しているところであります。

被災地域の復旧・復興への道のりは、詳細な被害状況の把握、生活インフラの復旧、避難者の生活支援など、長期にわたるものになることは確実であり、今後も、国や県と連携しながら、被災地域の自治体からの支援要請に応じ、可能な限り協力してまいりたいと考えております。

結びになりますが、立春を過ぎまして、暦の上では春を迎えたというものの、まだまだ寒さ厳しい日が続くことと思われます。議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、本臨時会の閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（工藤正孝君） これをもちまして、第122回南部町議会臨時会を閉会します。

（午後0時7分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工 藤 正 孝

署 名 議 員 松 本 啓 吾

署 名 議 員 久 保 利 樹